

県営住宅家賃の過大徴収の調査結果について（令和 7 年 5 月 3 0 日時点）

令和 7 年 3 月 2 1 日に公表した県営住宅家賃の過大徴収について調査し、その結果について取りまとめましたのでお知らせします。

1 概要

県営住宅の家賃は、入居世帯の所得から公営住宅法施行令で定められた控除を行い算定しますが、「老人扶養親族控除※¹」又は「特定扶養親族控除※²」については、施行令に控除対象者として名義人（入居契約者）が明記されていないため、本県では控除対象としていなかったことにより、一部入居世帯の家賃を高い額で徴収していたものです。

※1 70 歳以上の扶養親族（所得 48 万円以下*）に係る控除

※2 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族（所得 48 万円以下*）に係る控除

*令和元年分以前の所得に基づき家賃決定をした世帯の場合は所得 38 万円以下

<参考例> 老人扶養控除：70 歳以上の扶養親族（所得 48 万円以下）に係る控除

			→名義人が 70 歳以上で、子と同居する場合に、世帯所得 210 万円から名義人分の老人扶養親族控除の 10 万円を控除していなかった
名義人（親） 70 歳 所得 20 万円		同居者（子） 45 歳 所得 190 万円	
			（現行家賃・誤）（控除後家賃・正）（過大徴収額） 26,000 円 - 23,000 円 = <u>3,000 円</u>

2 過大徴収額（令和 6 年度県営住宅家賃）

1 2 世帯 7 4 1, 4 0 0 円

3 過大徴収額の返還

対象世帯に対しては、返還額、返還方法等に関する通知を発出済です。

4 今後の対応

平成 3 1 年度から令和 5 年度までの過大徴収額については現在調査中のため、対象世帯数、返還額等については、確定し次第改めて公表します。